

農業経営負担軽減支援資金事務取扱要領

制 定 平成7年9月29日付け農経第495号
最終改正 令和6年6月19日付け団第93号

第1 趣旨

農業経営負担軽減支援資金（以下「本資金」という。）の融通については、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知）、農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）及び農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号。以下「規則」という。）並びに県が融資機関（規則第2条第3号に規定する融資機関をいう。以下同じ。）との間に締結する農業経営負担軽減支援資金利子補給契約書（以下「契約」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第2 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、規則第2条第1号に規定する農業者等であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 個人であって、次の要件の全てを満たす者

- ア 約定償還元利金の一部について、現に延滞しているか、又は延滞する恐れのある農業者であること。
- イ 現に約定償還元利金の一部返済が可能であること。
- ウ 貸付けを受ける者が60歳以上である場合には、後継者が農業経営の主たる従事者となることについて両者が了承した旨の書面（様式第1号）を有していること。
- エ 農業経営の主事者としての責任を負う者であること。
- オ 平年度（災害等やむを得ない事情がない年度）の総所得のうち農業に係る所得が過半を占めること。

なお、農外所得の算定については、恒常的に期待できる農外所得のみ（例えば、季節出稼ぎ、日雇人夫等のような雇用先、雇用時期、雇用日数、労賃等就業形態が一定しておらず、極めて不安定な職種から得る所得を除く。）を算定する。

- (2) 法人であって、前号ア、イ及びエに掲げる要件を満たすほか、当該法人の総売上高のうち農業に係る売上高が過半を占めること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定新規就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。）

第3 資金使途

本資金の資金使途は、営農に必要な資金（以下「営農資金」という。）を借り受けたために生じた負債（以下「営農負債」という。）の借換えであり、対象とする営農負債の内容は次のとおりとする。

- (1) 農地、採草放牧地、未墾地の改良、造成、取得又は復旧に要した負債
- (2) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得又は復旧に要した負債
- (3) 農産物の加工処理施設・流通販売施設・観光農業施設の改良、造成、取得又は復旧に要した負債
- (4) 借地権、施設等の利用権、特許権その他無形固定資産の取得等に要した負債
- (5) 家畜・果樹等の導入に要した負債
- (6) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費に要した負債
- (7) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費に要した負債
- (8) 営農用施設・機械の修繕費に要した負債
- (9) 地代（賃借料）及び営農用施設・機械のリース・レンタル料に要した負債
- (10) 生産技術、経営管理技術の修得費、市場開拓費、販売促進費に要した負債
- (11) その他営農に要したと認められる負債

2 前項の営農資金の範囲は次のとおりとする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金、農業近代化資金、経営資金、農業改良資金（ガイドライン第2の2（4）に定める資金をいう。）、青年等就農資金（ガイドライン第2の2（5）に定める資金をいう。）その他国又は独立行政法人農畜産業振興機構の助成に係る利子補給等の助成が行われる資金及び国が融通する資金（以下「制度資金」という。）である場合には、貸付利率が5.0%を越えるもの。
- (2) 制度資金以外の資金

3 次のような負債の借換えは本資金の対象としないものとする。

- (1) 生活及び農外事業に必要なものとして借り入れた負債
- (2) 農用地整備公団事業又は土地改良事業の負担金その他借入金以外の負債
- (3) 営農負債かどうかその内容が不明な負債
- (4) 営農勘定、買掛未払金等の貸越勘定等に係る負債

4 借換えの方法は、残高一括借換のほか、必要に応じ毎年の約定償還元利金の借換によることも可能とするものとする。

第4 融資機関

本資金の融資機関は、規則第4条に規定する利子補給契約を締結した金融機関とする。

第5 貸付条件等

本資金の貸付限度額は、第3に定める営農負債の残高の額とする。

- 2 営農負債が複数ある場合は、約定どおり返済していない負債に加えて、約定どおり返済されているものも含めて営農負債全体を本資金の借換え対象とする。
- 3 本資金の借換え対象資金の残元金、借換え時までの経過利息（約定利息）のほか、延滞利息を含めて本資金の借換え対象とする。

ただし、延滞利息等については可能な限り融資機関の協力により条件緩和措置等の減免措置を行うこと。

4 本資金の貸付実行は原則として4月25日、6月25日、8月25日、10月25日、12月25日、又は2月25日とする。

ただし、融資機関が特に必要と認めた場合で貸付けを受ける者の住所地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）の承認を得たときは、この限りでない。

5 本資金の償還方法は、原則として各年元本均等償還とし、約定償還日は、原則として毎年12月20日とする。

第6 貸付利率及び利子補給率

規則第3条に規定する貸付利率及び利子補給率は、別に定める「農業制度資金の貸付利率等決定基準」による利率とする。

第7 償還期限及び据置期間

償還期限は、10年以内とし、据置期間は償還期限の内において3年以内で設けることができるものとする。

ただし、償還期限を10年とした場合には、既往債務の年間償還額からみて、第9に定める経営改善計画の実行及び償還が極めて困難と認められる場合等にあつては、償還期限を15年以内とすることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす本資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含む。）とすることができる。

(1) 融資機関が令和7年3月31日までに貸付の決定を行ったものであること。

(2) 融資機関から貸付けを受けた農業者等が、市町村長、知事等から次のいずれかの証明を受け、かつ、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている証明を市町村長、知事等から受けている者であること。

ア 東日本大震災津波により、その主要な事業用資産について浸水、流出、滅失、損壊等の被害を受けたことの証明

イ 東日本大震災津波により、生産物（その加工品を含む。）の売上金額が、東日本大震災津波の発生以前の売上金額と比較して、相当程度減少したことの証明

3 融資機関、農業改良普及センター等は、据置期間の設定について、据置期間中は残高が減少しないことに加え、据置期間の分だけ元本の償還期限が短縮し元本償還時の償還負担が増加することになるので、据置期間は、必要最小限の年数として早期に元本償還を行うよう、経営改善計画の作成に当たって指導するものとする。

第8 借入申込手続等

本資金の借入希望者は、農業経営負担軽減支援資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）及び岩手県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）あての債務保証委託申込書（借入申込書の写しを添付したもの。以下同じ。）を融資機関に提出する。

ただし、基金協会の債務保証を要しない場合には、債務保証委託申込書の提出を要しないものとする。

2 融資機関は、第9に定める手続きにより内容を審査のうえ、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（様式第3号。以下「利子補給承認申請書」という。）及び経営改善計画に関する要件書（様式第4号）を作成し、これに借入申込書及び第9に定める経営改善計画書の写しを添付し、局長に提出するとともに、債務保証委託申込書に意見を附し、基金協会へ送付する。

3 局長は、第10の定めにより内容を審査のうえ、承諾するものについては、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書（様式第5号の1。以下「承認書」という。）により、承諾しないものについては、農業経営負担軽減支援資金利子補給不承認通知書（様式第5号の2。以下「不承認通知書」という。）により、融資機関へ通知することとする。

また、局長は、基金協会に対し、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認通知書（様式第6号）又は不承認通知書により通知するものとする。

4 基金協会は、融資機関から送付された書類に基づき、内容を審査のうえ、保証の諾否を決定し、

- 債務保証書を融資機関へ送付するとともに、その旨を融資機関を経由して借入申込者に通知する。
- 5 融資機関は、これらの決定に基づき、貸付けの諾否を決定し、貸付実行するものとする。
 - 6 融資機関のうち株式会社岩手県農協情報電算センター（以下「農協情報センター」という。）から資金に係る融資状況等のデータを提供することができない融資機関にあっては、資金の貸付状況について貸付実行報告書（様式第7号）を貸付実行があった翌月2営業日までに局長に提出するものとする。
 - 7 前項以外の機関にあっては、農協情報センターに貸付実行情報を登録するものとする。

第9 経営改善計画

本資金の借入希望者は、経営改善計画書（様式第8号）を作成し、借入申込書とともに、融資機関に提出するものとする。

なお、経営改善計画書の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 本資金の借入れを希望する融資機関、農業改良普及センター等から十分に指導を受けること。
 - (2) 計画は、農業経営及び農家経済全体の安定と体質強化が図られることになる計画であり、現実を踏まえ確実な基礎の上に立つ具体的で実行可能なものとする。
- 2 融資機関は、借入申込者から提出された経営改善計画書について、次の点に留意し適正かつ円滑な処理を行うものとする。
 - (1) 特別指導員や指導班による十分な指導を行うこと。
 - (2) 借入申込者に係る債権者たる金融機関その他関係機関との協議を行うこと。
 - (3) 経営改善計画書（併せて借入申込書）の審査を行い必要に応じて現地調査を行うこと。
 - 3 融資機関は、借入申込者から提出された経営改善計画書について、必要がある場合には、市町村、農業改良普及センター等関係機関の意見を聴いたうえで、経営改善計画総括表（様式第9号）を作成するものとする。
 - 4 融資機関は、農林水産部長が別に定めるところにより、経営診断を実施する機関とされる第10の2の審査会を開催する局長に対して、経営改善計画書及び経営改善計画総括表を送付し、意見を求めるものとする。

第10 利子補給諾否の審査

局長は、融資機関から利子補給承認申請書等の書類が提出されたときは審査会を開催するものとし、経営改善計画書及び経営改善計画総括表を審査のうえ、経営改善計画に関する要件書を考慮して、農業経営の安定・体質強化が図られることが見込まれる場合に限り承認を行うものとする。

なお、審査会は、岩手県附属機関条例（令和5年岩手県条例第4号）に基づき設置するものとする。

- 2 審査会の運営については、事前準備、構成員の協調・確認・点検等により、借入申込案件に直接関係を有する構成員の過半数を占める意見を基本とすること。
- 3 農林水産部長は、必要に応じ農林水産部関係課の職員を審査会に出席させ意見を述べさせることができる。

第11 利子補給の承認の取消し

局長は、次の場合に利子補給の承認の取消しを行うことができるものとする。

なお、この場合においては審査会を開催するものとする。

- (1) 経営改善計画の達成が困難と認められた場合
 - (2) 承認取消しの申請又は融資機関に対し借入申込みの辞退があった場合
 - (3) 承認後に経営改善計画書の不実記載が認められた場合
- 2 前項(1)により経営改善計画の達成が困難と推測される場合については、一定の努力期間を置く

ものとし、この期間の経過後において、経営改善計画の達成が困難と判断される場合にのみ利子補給の承認の取消しを行うこと。

- 3 局長は、利子補給の承認を取り消した場合には、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認取消通知書（様式第 10 号。以下「取消通知書」という。）により融資機関へ通知するものとする。
- 4 局長は、前項による通知を行ったときは、取消通知書の写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。

第 12 経営改善計画の的確な実施等

本資金の借受者は、農業経営及び農家経済の収支について簿記記帳を行い、経営改善計画を的確に実施するものとし、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、経営状況報告書（様式第 11 号）を融資機関に提出するものとする。

なお、簿記記帳については、必ずしも複式簿記ではなくてもよいが収支の状況が明らかになるよう整理されたものとし、数年後には簿記記帳ができるようになるものとする。

- 2 融資機関は、本資金の借受者の状況を踏まえ、債権の管理・保全を図るとともに経営改善計画が早期に達成されるよう適時・適切な指導を行うこととする。
 - (1) 融資機関が配置する特別指導員は、本資金の借受者の個別指導を担当し、経営改善計画の作成指導、指導計画の作成、実施状況の点検・指導、関係機関へ連絡等を行うものとする。
 - (2) 融資機関が編成する指導班の運営は、次のとおりとする。
 - ア 指導班の事務局は融資機関に置くものとする。
 - イ 指導班の編成は、広域振興局の農政担当部又は農林振興センター、特別指導員、市町村、農業改良普及センター、家畜保健衛生所等その他必要と認める関係機関、団体の協力により編成するものとする。
 - ウ 指導班は、借受者の毎年の経営実績、指導計画に基づく指導実績等を踏まえ、指導上の問題点の検討、指導方針の決定、経営改善計画の内容変更の適否の検討、重点指導を行う借受者の巡回指導等を行うものとする。
 - エ 指導班は指導結果を農業経営負担軽減支援資金借受者に係る指導班経営実績指導表（様式第 12 号）に記帳し、償還完了まで保管するものとする。
- 3 広域振興局の農政担当部又は農林振興センターの長が開催する指導班連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営は、次のとおりとする。
 - (1) 連絡会議の事務局は広域振興局の農政担当部又は農林振興センターに置くものとする。
 - (2) 連絡会議の構成は指導班の事務局、審査会の構成員で構成するものとする。
 - (3) 連絡会議で指導する期間は、経営改善計画期間中にとどまらず、償還完了時までの期間とする。
 - (4) 連絡会議の協議事項は次のとおりとする。
 - ア 指導計画及び毎年の指導実績、指導上の問題点と指導方針の聴取・検討
 - イ 経営改善計画の内容変更の適否の検討・指示
 - ウ その他必要と認める事項
 - (5) 連絡会議は、前年度分について毎年度 6 月末までに開催するものとし、必要に応じ随時開催するものとする。
 - (6) 広域振興局の農政担当部又は農林振興センターの長は、連絡会議の開催状況について、経営改善計画達成状況報告書（様式第 13 号）により、7 月末までに農林水産部長に報告するものとする。

第 13 県の利子補給

利子補給を受けようとする融資機関は、契約第 5 条第 1 項に基づき農業経営負担軽減支援資金利

子補給金交付請求書（様式第 14 号。以下「請求書」という。）に農業経営負担軽減支援資金利子補給金計算書（様式第 15 号。以下「計算書」という。）を添えて局長に提出するものとする。

この場合において、規則第 5 条に基づき計算される利子補給金の額は、約定償還期日が金融機関の休日に当たるため翌営業日に回収した場合であっても、当該約定償還期日を基準として算定するものとする。

- 局長は、前項に規定する請求書及び計算書の提出を受けたときは、当該書類の内容を審査し、その内容が規則及び契約に適合すると認めるときは、利子補給金を交付するものとし、農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付決定通知書（様式第 16 号）により融資機関に通知するものとする。

第 14 融資実績の報告

広域振興局の農政担当部又は農林振興センターの長は、四半期毎に農業経営負担軽減支援資金四半期融資状況報告（様式第 17 号）を期末翌月の 5 日までに農林水産部長に報告するものとする。

第 15 条件変更等

融資機関は、承認書の交付を受けた後において、やむを得ない事情により貸付条件を変更しようとするときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給条件変更承認申請書（様式第 18 号）を局長に提出するものとする。

- 局長は、前項の利子補給変更承認申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、貸付実行前には農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認通知書（様式第 19 号）を、貸付実行後には農業経営負担軽減支援資金利子補給変更（条件変更）承認通知書（様式第 20 号）及び農業経営負担軽減支援資金利子補給（条件変更）一覧表（様式第 21 号）をそれぞれ交付し、不適当と認めるときは農業経営負担軽減支援資金不承認通知書（様式第 22 号）によりその旨を通知するものとする。

第 16 他の制度資金との関係

本資金は、畜産特別支援金融通事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4699 号）別添 1 第 2 に規定する大家畜・養豚特別支援資金と併せて貸し付けしないものとする。

- 第 2 に掲げる者が本資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要綱の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

（様式リスト）

様式第 1 号	農業経営負担軽減支援資金に係る後継者と経営主との取決め書
様式第 2 号	農業経営負担軽減支援資金借入申込書
様式第 3 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書
様式第 4 号	経営改善計画に関する要件書
様式第 5 号の 1	農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書
様式第 5 号の 2	農業経営負担軽減支援資金利子補給不承認通知書
様式第 6 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給承認通知書
様式第 7 号	農業経営負担軽減支援資金貸付実行報告書
様式第 8 号	経営改善計画書
様式第 9 号	経営改善計画総括表
様式第 10 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給承認取消通知書
様式第 11 号	経営状況報告書
様式第 12 号	農業経営負担軽減支援資金借受者に係る指導班経営実績指導表
様式第 13 号	経営改善計画達成状況報告書

様式第 14 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付請求書
様式第 15 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給金計算書
様式第 16 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付決定通知書
様式第 17 号	農業経営負担軽減支援資金四半期融資状況報告
様式第 18 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給条件変更承認申請書
様式第 19 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給変更承認通知書
様式第 20 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給変更（条件変更）承認通知書
様式第 21 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給（条件変更）一覧表
様式第 22 号	農業経営負担軽減支援資金利子補給変更不承認通知書